

福江税務署からのお知らせ

源泉徴収義務者向け 所得税定額減税制度説明会のご案内



定額減税ってどんな制度!?

- 令和6年6月以降の給与から源泉徴収される所得税から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円を減税 ※令和6年分の所得税に適用
 - 6月に減税しきれなかった場合には翌月以降の税額から順次減税
 - 合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）を超える所得者は減税の対象外
- 注：定額減税は、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合に実施されます

- 福江税務署では、次のとおり説明会を開催します。

1 事前連絡不要 ※ 直接会場にお越しください。

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年5月24日(金)	10:00~11:30(90分)	70名	五島市役所3階 ABC会議室
	14:00~15:30(90分)	70名	

2 LINE又は電話による事前連絡が必要

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年4月16日(火)	10:00~11:30(90分)	20名	福江税務署2階 会議室
令和6年4月19日(金)	10:00~11:30(90分)	20名	
令和6年5月15日(水)	10:00~11:30(90分)	20名	
令和6年5月16日(木)	10:00~11:30(90分)	20名	
令和6年5月17日(金)	10:00~11:30(90分)	20名	

- ※1 福江税務署内での説明会は事前予約制です。参加をご希望の方は、福江税務署の調査部門窓口又は右下の事前予約先まで電話で予約してください。なお、LINEアプリからも予約できます。詳しくは、定額減税特設サイトをご確認ください。
- ※2 定員に達した場合は、ご参加いただけません。

問合せ先
福江税務署 調査部門
Tel : 0959-72-2601
担当 清水、植田